

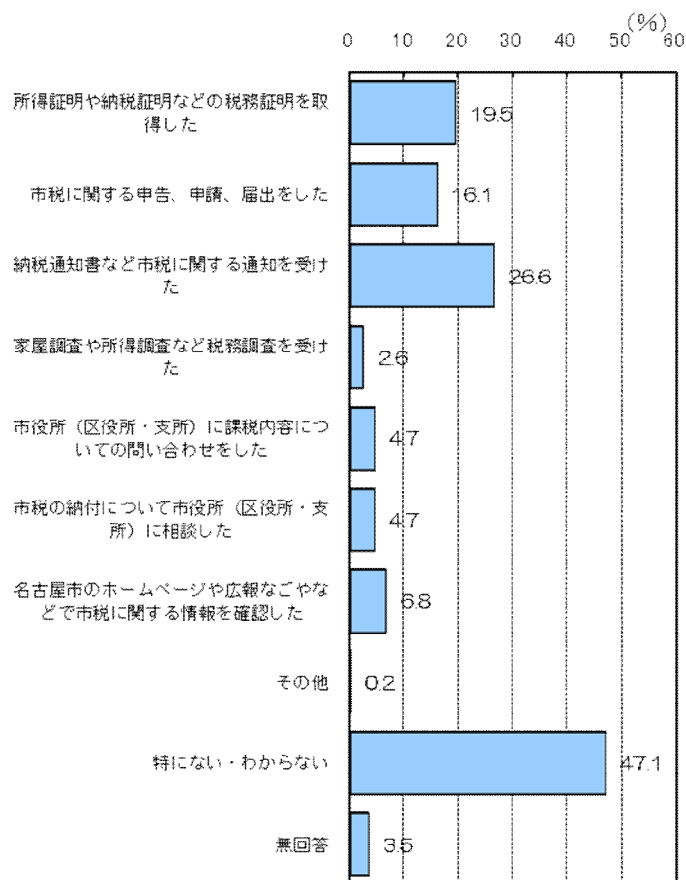
# 名古屋市納税者憲章（仮称）について

本市では、「名古屋市納税者憲章（仮称）」の制定を検討しています。これは、市税の納税者の皆様に、適正かつ円滑に納税していただくことと、納税者の皆様の権利利益を守ることを目的とするものです。

この調査は、市税について市民の皆様が日ごろお感じになっていることや、ご意見等をおたずねし、「名古屋市納税者憲章（仮称）」の制定に向けて参考とさせていただくものです。

市税には、市民税、固定資産税、都市計画税、市たばこ税、事業所税、軽自動車税があります。

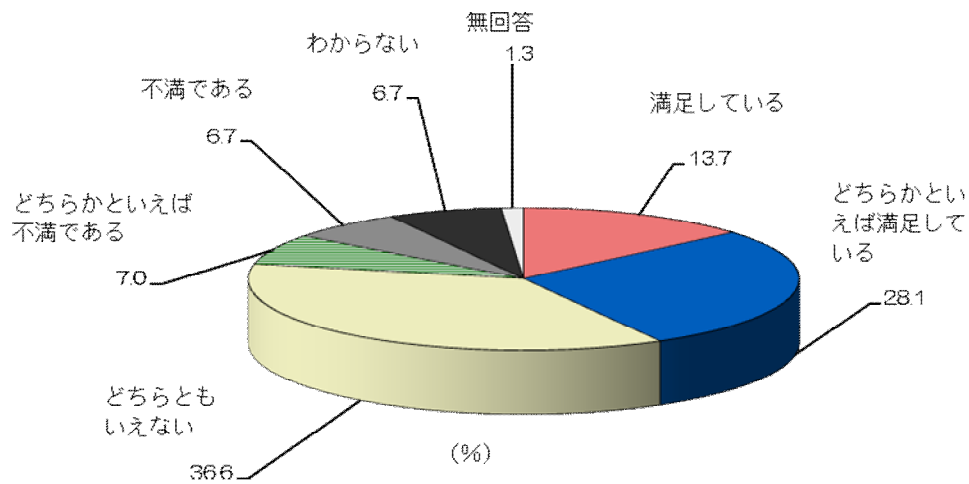
問 20 最近3年くらいの間に、あなたは市税に関する用件がありましたか。（はいいくつでも）



N = 1,122

問 20 で 1 ~ 8 と答えた方（市税に関する用件があった方）におたずねします。

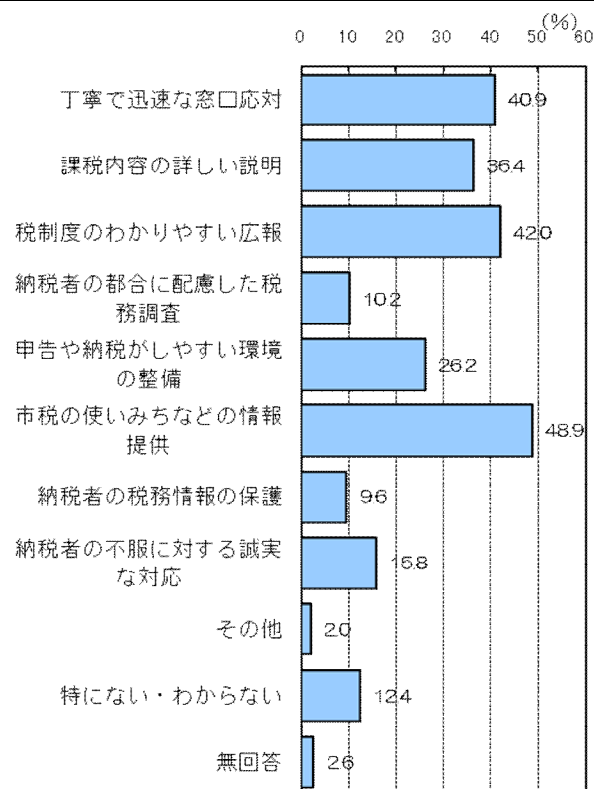
問 21 あなたは、市税に関する業務内容全般（用件を済ますまでの時間、職員の対応、わかりやすさ、市税に関する情報提供など）について、満足していますか。（は1つだけ）



N = 555

すべての方におたずねします。

問 22 あなたは、市税に関する業務について、より力を入れた方がよいと思う事柄は何ですか。（はいくつでも）



N = 1,122

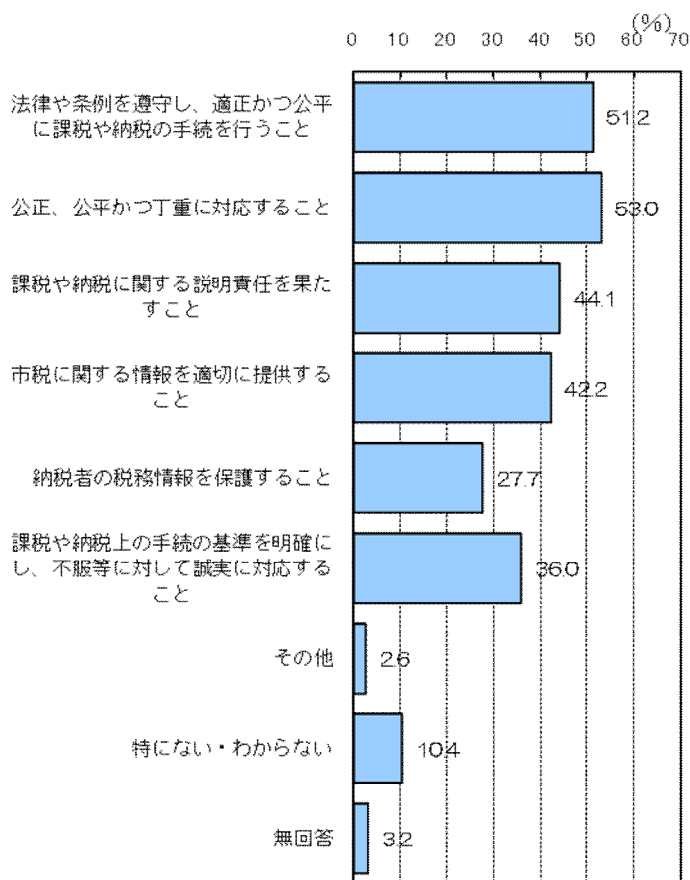
「名古屋市納税者憲章（仮称）」は、市税の納税者の皆様に、適正かつ円滑に納税していただくことと、納税者の皆様の権利利益を守ることを目的とするものです。

納税者憲章は、海外においては制定されている例もありますが、日本では本市が初めて制定することになります。

「名古屋市納税者憲章（仮称）」には税務職員が納税者の皆様にお約束する内容を明記し、その具体的な行動の指針として「納税者サービス指針（仮称）」を策定し、市民の皆様に公表することを考えています。

問 23 税務職員が納税者の皆様に約束した方がよいと思う事柄は何ですか。

（ はいくつでも ）



N = 1,122